

# 性犯罪被害を考える資料

2010/12/1 河原理子 作成

1958年 刑法改正 集団による強姦、強制わいせつを非親告罪に 証人威迫罪を新設

これらの罪は風俗に対する罪でありますとともに、個人の身体及び人格を侵害する暴力的犯罪たる色彩を帯びているものであります。特にこれが輪姦的形態において犯される場合には、その暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度でありまして、もはやその訴追を被害者の利益のみによって左右することは適当でないと考えられるのであります。 (法務省刑事局長の国会での説明)

『刑の量定の実証的研究—強姦罪』 (鬼塚賢太郎著、司法研修所、1967年)

ある支部での判決を分析。昭和30年代の状況は……

1988 大阪 御堂筋線事件 (2人組の痴漢を注意した女性が連れまわされ強姦される) → 懲役3年6月

1989 「最初の本格的なセクハラ訴訟」 (福岡)

1992 東京医科歯科大に「犯罪被害者相談室」

1995 “被害者の再発見” ～ 「心のケア」「PTSD」 クローズアップ

大阪府警鉄道警察隊「チカンは犯罪です」 ポスターつくる

1996 警察庁「犯罪被害者対策」に乗り出す 性犯罪被害者への対応が重点

▽朝日新聞連載「性暴力を考える」(次ページ)

『御直披 (おんちょくひ)』 (板谷利加子、1998) 女性刑事と被害者の往復書簡

2000 いわゆる被害者保護二法 成立

性犯罪の「告訴期間」(犯人を知った日から6カ月)を廃止

公判での証人保護策 (ついたて、ビデオリンク、付き添い)

2004 犯罪被害者等基本法 成立

刑法改正 法定刑の引き上げ

強姦罪 2年以上 → 3年以上 など \*強盗 5年以上

集団強姦罪 4年以上 (新設)

2007 公判での被害者特定事項の秘匿 (公開法廷で名前を呼ばない など)

2008 『性犯罪被害にあうということ』 (小林美佳)

裁判の被害者参加制度スタート \*参加申し出件数 性犯罪は自動車運転過失致死傷に次いで多い

2009 裁判員裁判 強姦「致傷」罪などが対象

2010 病院に SACHICO ハートフルステーションあいち

PANSAKUさんの歌 ♪ STAND

<http://ameblo.jp/sayatrain/>

★ 捜査、裁判 以外のサポートは・・・

★ 話せない、フタをする社会 ↔ 理解